

議案第 1 1 5 号

**八日市布引ライフ組合を組織する地方公共団体の数の減少、
同組合の規約の変更及び財産処分につき議決を求めること
について**

平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって近江八幡市が八日市布引ライフ組合から脱退することに伴い次のとおり同組合の規約を変更すること及び近江八幡市の脱退に伴う同組合の財産は、近江八幡市の脱退にかかわらず、同組合に帰属させることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 8 9 条の規定により関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定により議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

八日市布引ライフ組合規約の一部を変更する規約

八日市布引ライフ組合規約（昭和41年滋賀県指令地第251号）の一部を次のように変更する。

第2条中「近江八幡市」を削る。

第3条の表を次のように改める。

共同処理する事務	関係市町
(1) 一般廃棄物のうちふん尿（以下「し尿」という。）の収集並びにし尿及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する施設から発生する汚泥の処理を行う施設の運営管理に関する事務	東近江市（平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の区域を除く。）、竜王町、日野町
(2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定による火葬場の設置、経営及び管理に関する事務	
(3) 新たに設置する火葬場（関係市町が共同で火葬業務を行うために新たに設置する施設をいう。）の設置及び管理運営に関する事務	東近江市、竜王町、日野町

第5条中「15人」を「13人」に改め、「近江八幡市 2人」を削る。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。